

## 多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱

令和6年2月1日

要綱第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている町民の生活を支援するとともに、ゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に資するため、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電への買換購入に要する経費に対し、予算の範囲内で多度津町省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象品目)

第2条 この補助金の対象となる家電製品（以下「省エネ家電」という。）は、自らが居住する住宅に設置することを目的として、次の各号のいずれかに該当する省エネ家電とし、対象となる省エネ性能については、別表のとおりとする。

- (1) 家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）
- (2) 家庭用電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）
- (3) テレビジョン受信機（以下「テレビ」という。）
- (4) LED照明器具（付属のLED電球を含む。ただし、付替え用のLED電球は、対象外とする。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条に規定する補助金の交付申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 町税の滞納（世帯全員）がないこと。

- (3) 自らが居住する町内の住宅の既存家電製品を同品目の新品（未使用であり、かつ、消費者により一度も購入されたことがないものをいう。）の省エネ家電に買換え、当該住宅に設置すること。
- (4) 買換え前の既存家電製品を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理すること。
- (5) 省エネ家電の購入及び設置に係る契約の締結、当該契約に基づく費用の支払並びに省エネ家電の居住既存住宅への設置（以下「購入等の手続」という。）を行う前に補助金の交付決定を受け、かつ、令和7年1月31日までに購入等の手続が行われていること。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電の買換えに要した費用のうち、省エネ家電の本体購入及び設置に要した金額（既存家電製品の引取りに係る特定家庭用機器再商品化法に規定する収集運搬及び再商品化等の料金の額を除き、当該額を除いた費用に対する消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多度津町省エネ家電買換え促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入する省エネ家電の見積書（本体購入及び設置に要する経費の内訳が分かるもの）及び次に掲げる事項が確認できる書類
  - ア メーカー名
  - イ 製品名及び型番
  - ウ 統一省エネラベル
- (2) 省エネ家電設置前の状況が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、令和6年5月1日から同年12月27日までを提出期間とし、申請者が属する世帯で1品目1台に限り申請を受け付けるものとする。ただし、LED照明器具については、2台を上限とする。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付決定通知書(様式第2号)より、補助金を交付すべきでないとき多度津町省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、多度津町省エネ家電買換促進補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に第5条第1項各号に掲げる書類のうち申請内容に変更等が生じた書類を添えて町長に提出しなければならない。

(変更等の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定額を変更又は中止することが適当であると認めるときは、補助金の変更又は中止を決定し、その旨を多度津町省エネ家電買換促進補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、購入等の手続が完了したときは、多度津町省エネ家電買換促進補助金実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省エネ家電購入に要した経費の領収書又はレシートの写し（購入日、購入店舗名、購入製品名及び型番、購入費用（購入に要する経費の内訳を含む。）が記載されているもの）
  - (2) 製造メーカーが発行した省エネ家電の保証書の写し（メーカー名、型番等が記載されているもの）
  - (3) 買換え前の既存家電製品の処理に使用した家電リサイクル券（排出者控え）の写し
  - (4) 省エネ家電設置後の状況が確認できる写真
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定通知）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の実績報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、補助金の額を確定すべきものと認めるときは、多度津町省エネ家電買換え促進補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに、多度津町省エネ家電買換え促進補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求期間は、令和6年5月1日から令和7年1月31日までとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第14条 交付決定者は、補助金の交付の対象となった財産を適正に使用し、当該交付決定の日から起算して6年以内に、補助金交付の目的に反して返品、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄又は担保に供してはならない。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

（1） 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外により財産を処分するとき。

（2） その他町長が認めたとき

（報告の徴収等）

第15条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 2 条から第 1 5 条までの規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第 2 条、第 4 条関係)

補助対象 省エネ家電	統一省エネラベル		補助金の額	補助限度額
	省エネ性能 多段階評価点	省エネ基準 達成率		
エアコン	3 以上	1 0 0 % 以上	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(そ の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生 じた場合は、これ を切り捨てた額)	4 万円(町外購入 の場合は 3 万円)
冷蔵庫	3 以上			3 万円(町外購入 の場合は 2 万円)
テレビ	3 以上			3 万円(町外購入 の場合は 2 万円)
LED 照明器具	4 以上			1 万円(町外購入 の場合は 5 千円)

注 1 「統一省エネラベル」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 5 4 年法律第 4 9 号)に基づく小売事業者表示制度に基づくものをいう。

注 2 「町外購入」とは、町外事業者からの購入をいう

多度津町長 様

多度津町省エネ家電買換促進補助金交付申請書

多度津町省エネ家電買換促進補助金の交付を受けたいので、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日
	住所 多度津町	
	電話番号 - -	

購入予定の省エネ家電に関する情報

購入予定店舗	<input type="checkbox"/> 町内 <input type="checkbox"/> 町外	店舗名
購入予定の省エネ家電の情報	種 類	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> LED照明器具
	メーカー名、製品名、型番	. .
	統一省エネラベル	【多段階評価点 ☆ <u>                    </u> 】 【省エネ基準達成率 <u>          </u> %】
家電製品購入費（税込み） ※設置等の金額に要する経費の合計額		円
補助金申請額		円

添付書類

- 購入する省エネ家電の見積書（購入に要する経費の内訳、メーカー名、製品名及び型番が分かるもの）
- 購入する省エネ家電の統一省エネラベルが確認できる書類
- 買換え前の既存の家電製品の設置状況が確認できる写真

誓約同意（申請者署名）

本補助金の申請にあたり、以下の事項について誓約と同意をいたします。

<誓約同意事項> ・この補助金に係る審査のため、住所及び世帯全員の町税納付状況について、町が調査及び確認を行うことに同意します。 ・多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱に定める補助要件等を承諾し遵守することを誓約します。 令和 年 月 日 _____ （申請者署名）	※申請者が自筆で署名してください。
--	-------------------

様式第2号（第6条関係）

年 第 号  
月 月 日

様

多度津町長

㊟

多度津町省エネ家電買換促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金の交付については、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額	金 円
対象省エネ家電	
メーカー・製品名・型番	
購入店舗	
購入金額（税込）	



様式第3号（第6条関係）

年 第 月 号 日

様

多度津町長

㊟

多度津町省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記の理由から交付しないことが決定したので通知します。

記

不交付決定理由

多度津町長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

多度津町省エネ家電買換促進補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定があった多度津町省エネ家電買換促進補助金に係る事業を次のとおり変更（中止）したいので、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり変更（中止）申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 変更（中止）した年月日
- 4 変更（中止）後の補助金の額

既交付決定額	円
変更（中止）承認申請額	円
増減額	円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

多度津町長

㊟

多度津町省エネ家電買換促進補助金変更（中止）承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった多度津町省エネ家電買換促進補助金に係る事業の変更（中止）について、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）後の補助金の額

既交付決定額	円
変更（中止）承認申請額	円
増減額	円
変更（中止）後の補助金交付決定額	円

多度津町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

多度津町省エネ家電買換促進補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた多度津町省エネ家電買換促進補助金に係る事業が完了したので、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額                      金                      円
  
- 2 完了日                                      令和      年      月      日  
    (省エネ家電を設置した日)
  
- 3 添付書類
  - (1) 省エネ家電設置後の状況が確認できる写真
  - (2) 省エネ家電購入に要した経費の領収書又はレシートの写し（購入日、購入店舗名、メーカー名、製品名及び型番、購入費用（購入に要する経費の内訳）が分かるもの）  
    ※領収書等のあて名は、必ず「申請者」と同じにしてください。
  - (3) 製造メーカーが発行した省エネ家電の保証書の写し
  - (4) 買換え前の既存家電製品の処理に使用した「家電リサイクル券」（排出者控え）の写し
  - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

多度津町長

㊟

多度津町省エネ家電買換促進補助金交付額確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した多度津町省エネ家電買換促進補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、次のとおりその額を確定したので、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

多度津町長 様

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

## 多度津町省エネ家電買換促進補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で補助金額確定の通知を受けた多度津町省エネ家電買換促進補助金について、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

## 記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	

※請求者本人の口座に限ります。

年 月 日

様

多度津町長

Ⓜ

多度津町省エネ家電買換促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた多度津町省エネ家電買換促進補助金について、多度津町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消し、返還を命じます。

記

- 1 補助金交付決定取消理由
- 2 補助金交付決定額            金                            円
- 3 返還金額                      金                            円
- 4 返還期限                      年    月    日